

1. 発行者情報

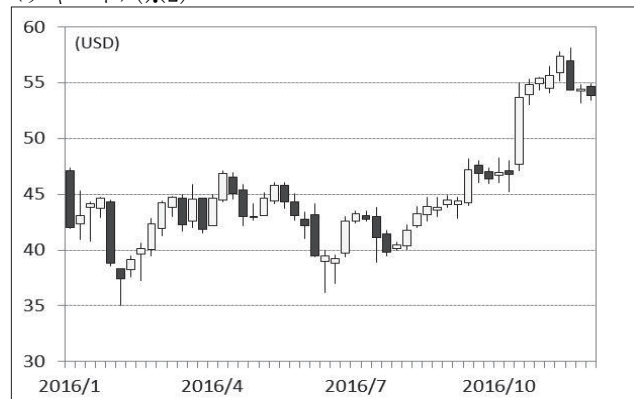
(1)名称	MetLife, Inc.
(カタカナ)	メットライフ
(2)本店所在地	200 Park Avenue, New York, N.Y. 10166-0188, USA
(3)①設立の準拠法	米国デラウェア州会社法
②法的地位	株式会社
③設立年	1999年(米国デラウェア州登記年)
(4)決算期	12月
(5)発行済株式数	1,164,029,985 株 (2016/12/31時点)
(6)事業内容	個人・法人向けに生命保険、年金、損害保険、その他の金融サービスなどを提供する。
(7)経理の概要	同社年次報告書(※1)を参照のこと。

(※1)年次報告書 <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1099219/000093783417000003/met-12312016x10k.htm>

2. 証券情報

(1)株式の種類及び名称	普通株式
(2)①発行地	米国
②上場している外国の金融商品取引所	
(出典：年次報告書)	
ニューヨーク証券取引所	

<チャート>(※2)



(3)株価の推移 <チャート>(※2)を参照のこと。

2016/1/1~2016/12/31

年間最高値	(USD)	58.090
年間最安値	(USD)	35.000

(4)業績推移 2016/12

売上高	(USD)	63,476,000,000
当期純利益	(USD)	697,000,000
株主資本額	(USD)	67,309,000,000

(5)1株当たり情報 2016/12

1株当たり純利益(基本)	(USD)	0.63
1株当たり純利益(希薄後)	(USD)	0.63
1株当たり配当額	(USD)	1.575

■備考

発行済株式数に優先株式25,500,000株は含まれていない。

当期純利益は普通株主帰属分。

<通貨単位> USD:米ドル

<会計基準> 米国会計基準

《ご留意いただきたい事項》

(注1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。

(注2) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

(注3) 本資料は年次報告書、目論見書などに基づいて作成したものであるため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、年次報告書、目論見書などで開示された後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。また本資料には、年次報告書、目論見書などに記載されている、主たる上場取引所以外の他の取引所への上場の状況が原則として記載されます。この場合、実際には他の取引所に上場されているものであっても、年次報告書、目論見書などに記載がされていなければ、注記されないことがあります。

(注4) 株価(価格)の推移の記載のあるものは、特に注記のない限り、原則として本資料作成の対象となる会計年度の期間を対象としています。株式分割、株式併合、または資本の増減があった場合には、それ以前の株価を遡及修正しています。

3. 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生（※）

<ティッカー> MET

<会社名> MetLife, Inc.

<証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実の発生>

重要事実：分社化

（1）内容

メットライフは2016年10月5日、同社の米国リテール部門であるブライトハウス・ファイナンシャル（以下、ブライトハウス）が、米国当局に分離独立の計画を届け出たことを発表した。

公表資料によると、ブライトハウス普通株式の80.1%以上がメットライフの株主に割り当てられる。また手続き完了後、ブライトハウスはニューヨーク証券取引所に上場を予定している（ティッカーはBHF）。

メットライフとブライトハウスは分社化に向けて準備を進めるが、手続きの完了時期は規制上の問題や経済状況などいくつかの要因により左右される見込み。最終的にブライトハウスの新規株式公開（IPO）や売却を選択する可能性もあるとのことである。

●参考資料

（2016年10月5日付公告から）

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1099219/000119312516731624/d437018d8k.htm>

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1685040/000119312516731616/d271055dex991.htm>

（※）本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生」をお知らせするものです。